

公取近畿だより



令和5年11月号(第150号)

トピックス



- 1 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令
- 2 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催
- 3 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書
- 4 有識者との懇談会
- 5 独占禁止法教室

=====

1 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令 (別紙1)



(高知県庁県政記者室での報道発表の様子)

公正取引委員会は、高知県発注の特定地質調査業務の入札参加業者14名が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日、独占禁止法の規定に基づき14名のうち13名に対して排除措置命令を行うとともに、10社に対して総額8626万円の課徴金納付命令を行いました。

(担当：近畿中国四国事務所第二審査課)

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
14名	13名	10社	8626万円

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928_jiken.html

2 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催（別紙2）

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、令和5年12月6日、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催することとしました。

具体的な開催内容は、下記のとおりです。

- 1 兵庫地区における有識者6名（経済団体5団体及び報道機関の代表者）との懇談会
- 2 公正取引委員会 泉水委員による講演会
～成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割～
- 3 下請法基礎講習会
- 4 消費者セミナー（一般消費者向け）
- 5 入札談合等関与行為防止法研修会
- 6 相談コーナー
- 7 景品表示法説明会
- 8 フリーランス法説明会（令和6年秋頃までに施行予定の新法）
- 9 公正取引委員会職員とのフリートーク（学生向け）

各プログラムの申込方法は、別紙2に記載しておりますので、ご参加お待ちしております。

公正取引委員会の委員による講演会を始め、事業者の皆様、消費者の皆様、学生の皆様等に御参加いただける様々な会を用意しており、お近くの方にはふるって御参加いただければと思います。詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231114_kinki_one_day_koutori.html

3 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（別紙 3）

公正取引委員会は、これまで、学校制服の取引に関して、以下のような、活動を行いました。

- ① 平成29年11月に、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」を公表し、競争政策の観点から学校制服の取引に関して学校等に対して期待する取組を提言。
- ② 令和2年7月に、愛知県豊田市において同市に所在する県立高校6校（以下「豊田6校」という。）の制服を生徒に販売する販売業者に対して、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして排除措置命令等。

上記の取組の趣旨を踏まえ、全国の公立中学校及び公立高校並びに豊田6校へのアンケート調査及びそのデータ分析の方法を用いて、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより、上記の取組に係る状況を事後検証した報告書を、令和5年10月23日、公表しました。

詳細は、下記URLから御参照ください。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

4 有識者との懇談会

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする当委員会の活動について、令和5年8月から10月までの間、下記の経済団体の役職員の方々と、原近畿中国四国事務所長が意見交換を行いました。



（奈良県中小企業家同友会での懇談会の様子）

- (R5. 9. 5) 大野商工会議所
- (R5. 9. 28) 奈良県中小企業家同友会
- (R5. 10. 10) 滋賀県商工会連合会
- (R5. 10. 17) 奈良経済同友会

5 独占禁止法教室

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

① 大学生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和5年8月から10月までの間、下記の学校に、原近畿中国四国事務所長を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(R5. 10. 2) 神戸市外国語大学

(R5. 10. 31) 滋賀大学

(神戸市外国語大学での独占禁止法教室の様子)

② 高校生向け独占禁止法教室

近畿中国事務所では、令和5年8月から10月までの間、下記の学校に、近畿中国四国事務所の職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する高校生向け独占禁止法教室を開催しました。



(R5. 8. 31) 近畿大学附属高等学校

(R5. 10. 28) 神戸海星女子学院高等学校

神戸海星女子学院高等学校での教室は、サンテレビから取材を受け、令和5年10月28日にニュースとしてテレビ放映されました。

(神戸海星女子学院高等学校での独占禁止法教室の様子)

※ 編集後記

「公取近畿だより」は、平成21年の配信開始以来、今回の令和5年11月号をもちまして創刊から第150号を迎えることができました。

これまで、近畿中国四国事務所を中心とします公正取引委員会の最近の活動状況等につきまして関係者の皆様方にお伝えすべくメールマガジンとして配信しているところでございます。

これからも幅広く情報発信に努めてまいりたいと考えておりますが、「公取近畿だより」の内容の充実に向けまして御意見ございましたら、ぜひ近畿中国四国事務所総務課までお寄せください。

なお、平成21年当時、公正取引委員会の定員は779名でしたが、令和5年度には945名となるに至っております。これからも、公正取引委員会の活動に御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和5年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和5年1月5日	奈良県北葛城郡河合町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
2	令和5年1月26日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和5年4月18日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
4	令和5年5月30日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
5	令和5年6月19日	甲南大学における「独占禁止法教室」の開催について
6	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等
7	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の下請法の運用状況等について
8	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について
9	令和5年7月12日	同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について
10	令和5年7月14日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について
11	令和5年8月24日	大阪府東大阪市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
12	令和5年9月21日	奈良県における有識者との懇談会の開催について
13	令和5年9月25日	神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について
14	令和5年9月28日	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
15	令和5年10月10日	奈良県における有識者との懇談会の開催について
16	令和5年10月20日	神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
17	令和5年10月24日	滋賀大学における「独占禁止法教室」の開催について
18	令和5年11月14日	神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより（第150号）」に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2023/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっくん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinkisoumu@jftc.go.jp

高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和 5 年 9 月 2 8 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、高知県発注の特定地質調査業務^(注1)の入札参加業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、高知県発注の特定地質調査業務の入札参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

（注1）「高知県発注の特定地質調査業務」とは、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注する業務をいう。

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（違反事業者名、各違反事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
14名	13名	10社	8626万円

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

別表記載の14名（以下「14名」という。）は、遅くとも平成29年4月3日以降、高知県発注の特定地質調査業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 指名業者^(注2)のうち、指名を受けた旨の連絡を幹事会社^(注3)に行った者の中から受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 発注された業務の予定価格^(注4)を、予定価格等に応じてあらかじめ定めた区分に当てはめ、指名業者のうち、当該区分において指名を受けた回数を基にあらかじめ定めた一定の算定方式により算出した点数が最も多い者を受注予定者とする

イ 予定価格が一定の金額に満たないなど前記アであらかじめ定めた区分に該当しない業務にあつては、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名のときはその者を受注予定者とし、受注希望者が複数名のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

ウ(7) 高知県に対し、提案書・見積書等を提出して設計協力を行い、協力した内容が業務の設計書において採用された者（以下「設計協力者」という。）がいる場合は、前記ア及びイによらず、設計協力者が1名のときはその者を受注予定者とし、設計協力者が複数名のときは設計協力者間の話し合いにより受注予定者を決定する

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第二審査課
電話 06-6941-2638（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(イ) 過去に発注された業務との継続性があり、当該過去に発注された業務を受注した者がいる場合は、前記ア及びイによらず、その者を受注予定者とする
エ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する
などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、14名は、公共の利益に反して、高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) 「指名業者」とは、14名のうち、高知県から指名競争入札の参加者として指名を受けた者をいう。

(注3) 「幹事会社」とは、発注業務を行う土木事務所等の高知県の出先機関ごとに設けられ、高知県発注の特定地質調査業務に関して、14名のうち、自らを含む14名についての指名状況を取りまとめるなどしていた会社をいう。

(注4) 予定価格が事前に公表されていない場合は、幹事会社等が推測して算出した価格をいう。

3 排除措置命令の概要

(1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）のうち、別表の番号1から12までの事業者は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあつては、取締役による決定をしなければならない。）。

ア 前記2の行為を取りやめていることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、高知県が業種を地質調査業務として発注する業務について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(2) 名宛人のうち、別表の番号13の事業者は、前記(1)ア及びイの事項を確認しなければならない。

(3) 名宛人は、それぞれ、前記(1)又は(2)に基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び高知県に通知し、かつ、自らの従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(4) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、高知県が業種を地質調査業務として発注する業務について、受注予定者を決定してはならない。

(5) 名宛人は、それぞれ、前記(1)又は(2)及び(3)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和6年4月30日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額8626万円）を支払わなければならない。

高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

発注者

高知県

特定地質調査業務

指名競争入札の方法により業種を
地質調査業務として発注する業務



指名

違反行為者

入札参加業者 14名

幹事会社

14名のうち、
14名についての指名状況を取りまとめる会社

指名業者



指名の
連絡

幹事会社



合意

- ・ 指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定
- ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力

実施方法

次の方法により受注予定者を決定していた。

- ① 予定価格を、予定価格等に応じて定めた区分に当てはめ、当該区分において指名回数を基に算定した点数が最も多い者
 - ② 予定価格が一定の金額に満たないなど①の区分に該当しない業務の場合は、受注を希望する者（注）
 - ③ ①②に関係なく、設計協力の内容が業務に採用された者（注）
 - ④ ①②に関係なく、過去に発注された業務と継続性がある場合は、当該業務を受注した者
- ①～④の者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）受注希望者又は設計協力者が複数名の場合は、それらの者の話合いにより受注予定者を決定する。

<受注予定者の決定方法（イメージ）>

予定価格1000万円以上									
指名日	業務名	A社	B社	C社	D社	E社	…	N社	備考
	R2.4.1現在	2	3	9	5	4		2	
R2.4.6	〇〇業務	○	○	●	○	○	…	2	【決定方法①】
R2.4.14	〇〇業務	●	○	○	○	○	…	2	A社：設計協力 【決定方法③】
R2.4.16	〇〇業務	○	●	○	○		…	○	B社：継続 【決定方法④】
R2.4.23	〇〇業務	○	○	○	●	○	…	3	【決定方法①】

※決定方法①の区分に該当しない業務は【決定方法②】

※「●」は受注予定者、「○」は指名業者、無印は非指名業者を指す。
※「●」等の下に記載している数字は指名回数を基に算定した点数を指す。受注予定者は0点になり、他の指名業者は点数が増える。

特定地質調査業務の大部分を受注

高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限

神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和5年11月14日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、本年度、下記のとおり、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催することとしました。

記

1 日 程

令和5年12月6日（水）10：00～16：45

2 場 所

兵庫県民会館（神戸市中央区下山手通4-16-3）

3 内 容

(1) 兵庫地区における有識者との懇談会

時 間：10：00～12：00

場 所：7階「鶴」

出席者：有識者6名（経済団体5団体及び報道機関の代表者）

公正取引委員会 委員 泉水 文雄 ほか

(2) 公正取引委員会委員による講演会（別紙1参照）

時 間：13：00～14：30

場 所：9階「902会議室」

講 師：公正取引委員会 委員 泉水 文雄

テーマ：成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割

定 員：40名（要申込、先着順、参加費無料）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

- (3) 下請法基礎講習会 (別紙2参照)
時 間：10:00～12:00
場 所：9階「902会議室」
講 師：近畿中国四国事務所下請課 職員
定 員：42名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (4) 消費者セミナー (別紙2・別紙3参照)
時 間：10:30～12:00
場 所：7階「亀」
講 師：近畿中国四国事務所取引課 職員
定 員：30名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (5) 入札談合等関与行為防止法研修会 (別紙2参照)
時 間：13:30～15:00
場 所：7階「鶴」
講 師：近畿中国四国事務所 経済取引指導官
定 員：45名 (一般の方は参加できません、参加費無料)
- (6) 相談コーナー (別紙2参照)
時 間：14:30～15:00
場 所：9階「902会議室」
講 師：近畿中国四国事務所 職員
定 員：なし (申込不要、先着順、参加費無料)
- (7) 景品表示法説明会 (別紙2参照)
時 間：15:00～16:00
場 所：7階「亀」
講 師：近畿中国四国事務所取引課 職員
定 員：30名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (8) フリーランス法説明会 (別紙2・別紙4参照)
時 間：16:00～16:45
場 所：9階「902会議室」
講 師：取引部取引企画課 職員
定 員：40名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (9) 公正取引委員会職員とのフリートーク (別紙2・別紙5参照)
時 間：16:00～16:45

場 所：7階「鶴」

講 師：近畿中国四国事務所 若手職員

定 員：40名（要申込、先着順、参加費無料）

上記以外にも、7階「亀」において、展示コーナー（啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布）を常設しています。

また、各プログラムの申込方法については、下記又は別紙を御参照ください（「兵庫地区における有識者との懇談会」及び「入札談合等関与行為防止法研修会」は除く）。

○ 「公正取引委員会委員による講演会」の申込方法

下記URLから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。

https://www.jftc.go.jp/training/020/training_minikon.html

○ 「公正取引委員会委員による講演会」以外のプログラムの申込方法

下記URLから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。

https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html

※ 相談コーナーを除いたプログラムについて、報道機関のカメラ撮影及び傍聴取材が可能です。当日の取材を御希望の場合は、あらかじめ当事務所に御一報ください。

公正取引委員会講演会

— 独占禁止法、下請法等を分かりやすく説明します —

「成長と分配の好循環の実現と 公正取引委員会の役割」

参加費無料

【講演内容】

- ・ 競争の意義、独禁法・下請法の基本ルール
- ・ 価格転嫁円滑化、フリーランスに係る取引適正化等の公正な取引環境の確保のための取組
- ・ グリーン、デジタル等の分野における実態調査や提言等の競争環境を整備するための取組



せんすい ふみお

講師： 泉水 文雄
(公正取引委員会委員)

開催日時

令和5年12月6日(水)
13:00~14:30

会場

兵庫県民会館 9階「902会議室」
(神戸市中央区下山手通4-16-3)

- 会場の定員は40名です(先着順)。
- **事業者の方はもちろん、一般の方も参加**いただけます。
- **報道機関の取材もお受けします。**

(経歴)

平成5年4月	大阪市立大学法学部 助教授
平成11年4月	神戸大学法学部 教授
令和5年4月	公正取引委員会 委員

無料相談の実施 14:30~15:00

講演会終了後、独占禁止法、下請法及び景品表示法に関する御相談・御質問をお受けする「**相談コーナー**」を開設します(**9階 902会議室**)。

取引先が価格交渉に応じてくれないなど取引上の問題や、広告における表示方法等についてお困りの方は、お気軽に御相談ください。



講演会の申込方法は、裏面をご覧ください。

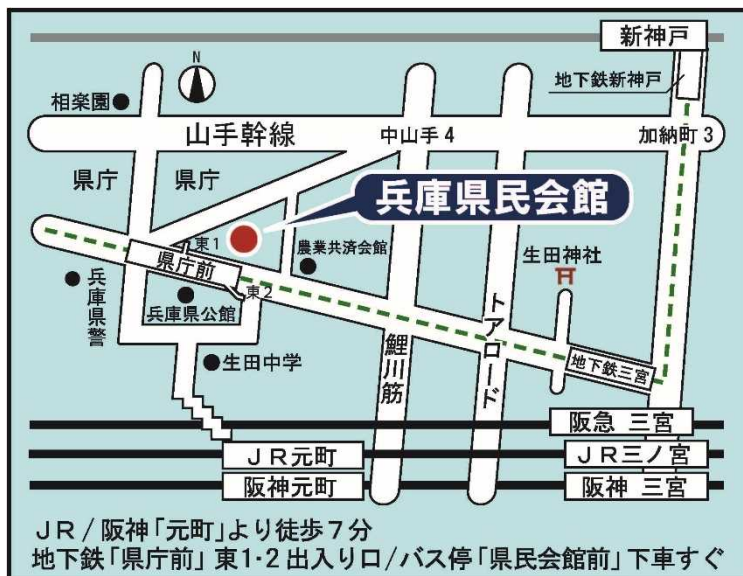
アクセス

兵庫県民会館

9階「902会議室」
(神戸市中央区下山手通
4-16-3)

- ◆ JR/阪神「元町」駅から徒歩約7分
- ◆ 地下鉄「県庁前」東1・2出入口すぐ
- ◆ 神姫バス「県民会館前」停留所すぐ

※駐車場(有料)には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。



会場地図
(google mapが開きます)

申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。



https://www.jftc.go.jp/training/020/training_minikon.html

- 「神戸市における公正取引委員会講演会」を選択
 - ▶必要事項を入力
 - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



(旧: )

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

一日公正取引委員会 in 神戸

参加費無料

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所は、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催し、次のプログラムを実施する予定です。

興味のある方は、是非ご参加ください！！

開催日時 令和5年12月6日(水)
10:00～16:45

会場 兵庫県民会館
(神戸市中央区下山手通4-16-3)

下請法基礎講習会

要申込

時間 10:00～12:00
場所 9階「902会議室」
講師 近畿中国四国事務所 下請課 職員
内容 事業者を対象とした下請法の説明を行います。
また、説明会終了後、個別にご相談いただけます。
定員 42名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

消費者セミナー

要申込

時間 10:30～12:00
場所 7階「亀」
講師 近畿中国四国事務所 取引課 職員
内容 消費者の方を対象とした独占禁止法や景品表示法の説明を行います。
定員 30名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

入札談合等関与行為防止法研修会

一般の方は参加できません

時間 13:30～15:00
場所 7階「鶴」
講師 近畿中国四国事務所 経済取引指導官
内容 地方自治体等を対象とした入札談合等関与行為防止法の説明を行います。
定員 45名

相談コーナー

申込不要

時間 14:30~15:00

場所 9階「902会議室」

講師 近畿中国四国事務所 職員

内容 独占禁止法、下請法及び景品表示法に関するご相談・ご質問をお受けします。

取引先が価格交渉に応じてくれないなど取引上の問題や、広告における表示方法等についてお困りの方は、お気軽にご相談ください。

定員 なし(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

景品表示法説明会

要申込

時間 15:00~16:00

場所 7階「亀」

講師 近畿中国四国事務所 取引課 職員

内容 事業者を対象とした景品表示法の説明を行います。

また、説明会終了後、個別にご相談いただけます。

定員 30名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

フリーランス法説明会

【新法】令和5年5月公布
令和6年秋頃までに施行予定

要申込

時間 16:00~16:45

場所 9階「902会議室」

講師 取引部 取引企画課 職員 (本局(東京)の職員が説明します)

内容 発注事業者やフリーランスの方を対象としたフリーランス法の説明を行います。

定員 40名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

公正取引委員会職員とのフリートーク

要申込

時間 16:00~16:45

場所 7階「鶴」

講師 近畿中国四国事務所 若手職員

内容 国家公務員や公正取引委員会の業務に興味のある学生を対象に、近畿中国四国事務所の若手職員とのフリートークを行います。

仕事のやりがい、職場の雰囲気、ワークライフバランスの取組など、若手職員が何でもお答えします！皆様のご参加お待ちしております！

定員 40名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

アクセス

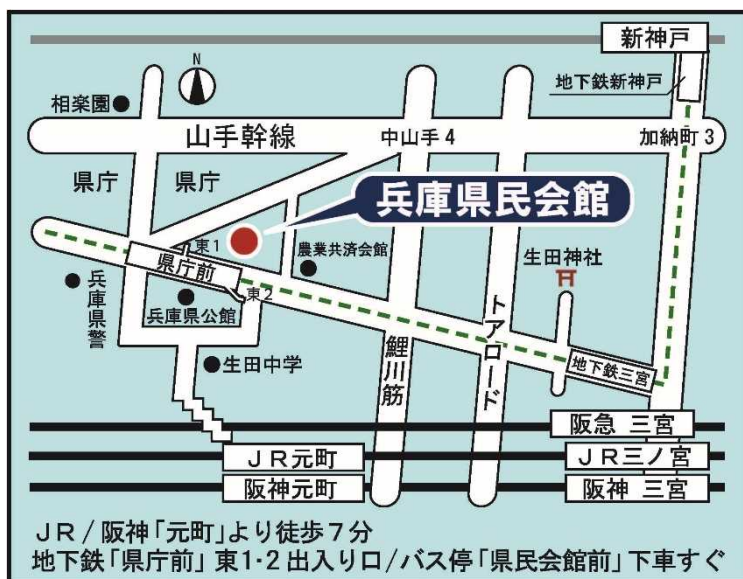
兵庫県民会館

(神戸市中央区下山手通4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入口すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所すぐ



会場地図
(google map
が開きます)



※駐車場(有料)には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

JR/阪神「元町」より徒歩7分
地下鉄「県庁前」東1・2出入口/バス停「県民会館前」下車すぐ

申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください(入札談合等関与行為防止法研修会は除く)。



https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html



展示コーナー(啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布)も常設しています!!
(7階「亀」)

相談コーナー
申込不要
無料!!

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (9:15~18:00)

一般消費者向けセミナーのご案内 より良い消費生活を送ってみませんか？

私たちの暮らしと かしこい商品選択 独占禁止法の関わり -景品表示法とは-

家の修理の見積をお願いしたらどこも同じ高い値段だったら？ 安く買えていたお店でなぜか商品の取扱いがなくなったら？ サプリメントの効き目が無かったら？ 学習塾の合格率がウソだったら？ 目玉商品がなぜかいつも売切れだったら？

皆様の日常生活に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

消費者セミナーでは、一般消費者の皆様に向けて、私たちが安くて良い商品を買えることには独占禁止法が深く関わっていることを、これまでの違反事例なども紹介しながら皆様にお伝えしたいと考えています。

また、消費者庁から委任を受けて、不当表示などの違反事件の調査を行っている景品表示法についても紹介したいと考えています。奮って御参加ください。



こんなコトが起こると暮らしがあぶない！～企業の違反行為～

【セミナーでの紹介事例（一例）】

旅行者5社

バス代金はこれ以上ね

宿泊費はこれ以上下げないようにね。

市立中学校

どこに依頼しても高いなあ…

困った…





どうして値段が同じ？

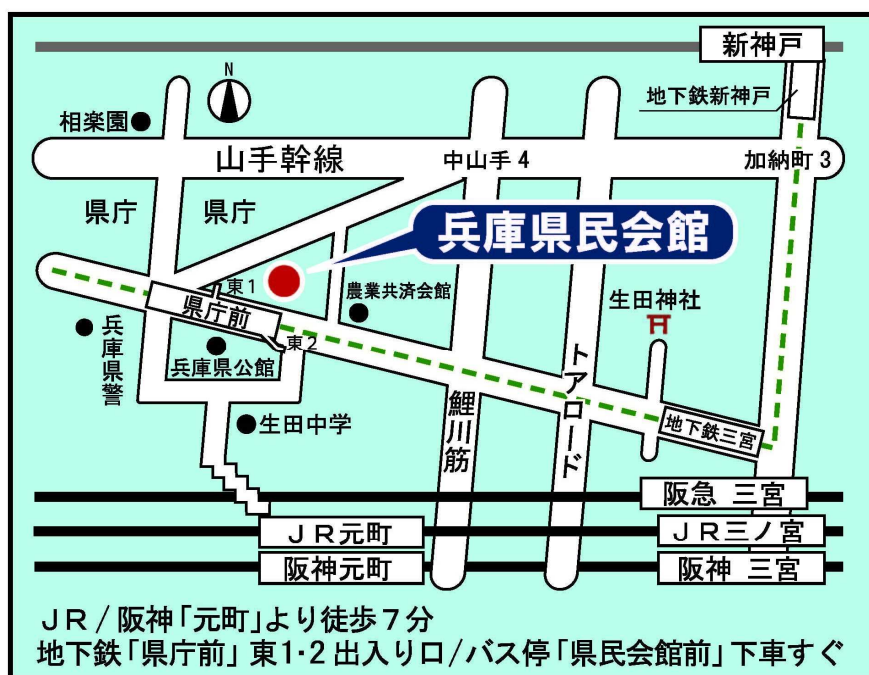
広告しているのに売り切れ？

消費者セミナー 開催要領

開催日時	令和5年12月6日（水） 10：30～12：00
開催場所	兵庫県民会館 7階 会議室 亀 （神戸市中央区下山手通4-16-3）（裏面会場案内図参照）
講師	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員
定員	30名（定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。）
申込方法	ウェブ上の申込フォーム(裏面を御参照下さい)又は電話でお申し込みください。 （電話の場合、9：15～18：00〔土・日・祝日を除く。〕）
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175

会場案内図

住 所：神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館
交通経路：○神戸市営地下鉄山手線「県庁前」駅下車（徒歩約2分）
又は
○JR神戸線「元町駅」・阪神本線「元町」駅下車（徒歩約7分）



申込フォームはこちら

下記URL又はQRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。

https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html



※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

フリーランス・事業者間取引適正化等法 新しい法律の 説明会を開催します



この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

どんな取引が対象？

どんな義務があるの？

違反したら？

開催日時

令和5年12月6日(水) 16:00~16:45

会場

兵庫県民会館 9階「902会議室」

定員

40名(要申込・参加者が多数の場合は先着順)

内容

フリーランス法(令和6年秋頃までに施行予定)の説明を行います。フリーランスの方、発注事業者の方、ぜひご参加ください。

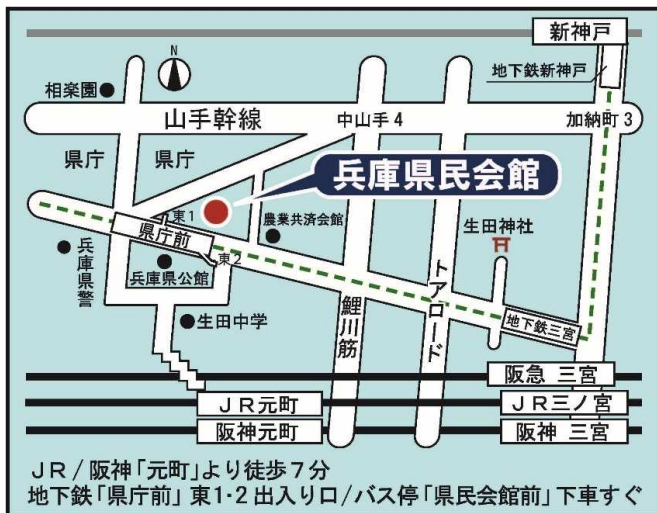
アクセス

●兵庫県民会館

9階「902会議室」
(神戸市中央区下山手通
4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩
約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入り口
すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所
すぐ

※駐車場（有料）には限りがあります
ので、公共交通機関を御利用ください。



会場地図
(google mapが開きます)

申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセス
していただき、お申込みください。



https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html

- 「フリーランス法説明会」を選択
 - ▶必要事項を入力
 - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



@jftc

(旧: )



JapanFTC



JFTCchannel



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)

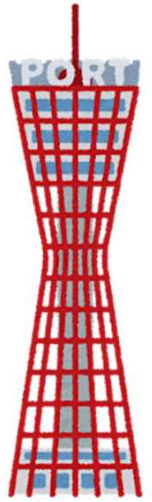




#好評につき今年度も実施 #気軽な業務説明会 #途中入退出自由、服装自由

国家公務員を考えている学生さん対象

公正取引委員会職員との フリートーク in 神戸



12月6日（水） 16時00分～16時45分

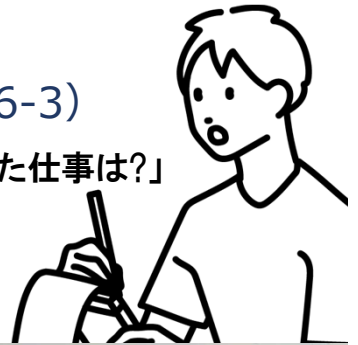
公正取引委員会の業務の紹介を行います。
近畿中国四国事務所の若手職員が仕事のやりがいや職場の雰囲気など何でもお答えします。
国家公務員の業務に興味のある方はぜひ御参加ください。

「毎日、立入検査や事情聴取をしているの？」

【場所】
兵庫県民会館 鶴（7階）（神戸市中央区下山手通4-16-3）

【定員】
40名（参加者多数の場合、先着順）

「今まで一番大変だった仕事は？」



アクセス

●兵庫県民会館

7階「鶴」
(神戸市中央区下山手通
4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩
約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入口
すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所
すぐ

※駐車場（有料）には限りがあります
ので、公共交通機関を御利用ください。



会場地図
(google mapが開きます)

申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセス
していただき、お申込みください。



https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html

- 「公正取引委員会職員とのフリートーク」を選択
 - ▶必要事項を入力
 - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



(旧: )



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)



学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

令和5年10月23日
公正取引委員会

第1 事後検証の趣旨

公正取引委員会は、これまで、学校制服の取引に関して、以下のような、アドボカシー活動及びエンフォースメント活動を行ってきた。

- ①【アドボカシー活動】平成29年11月に、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（以下「平成29年報告書」という。）を公表し、競争政策の観点から学校制服の取引に関して学校等に対して期待する取組を提言。
- ②【エンフォースメント活動】令和2年7月に、愛知県豊田市において同市に所在する県立高校6校（以下「豊田6校」という。）の制服を生徒に販売する販売業者に対して、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして排除措置命令等（以下「令和2年命令」という。）。

本報告書は、上記の取組の趣旨を踏まえ、全国の公立中学校及び公立高校並びに豊田6校へのアンケート調査及びそのデータ分析の方法を用いて、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより、上記の取組に係る状況を事後検証したものである。

第2 事後検証の結果等

1 事後検証の結果

(1) 平成29年報告書の事後検証の結果

ア 平成29年報告書の提言事項（「コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと」、「制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を見直すこと」等）について、学校における実施が一定程度進展。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課政策立案担当
電話 03-3581-5480（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

イ こうした提言事項の実施が学校制服価格を低減させる効果（何らかの提言を実施した場合、実施から3年後には6.9%の価格低減効果）。

（注）

ウ 全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品（背広服及び婦人用スーツ）の価格と比べ下落傾向（平成29年報告書の公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果）。（注）

注：上記イ及びウの効果検証（報告書第3の3(2)の経済分析）に当たっては、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社に経済分析業務を委託した。詳細は別紙2参照。

(2) 令和2年命令の事後検証の結果

ア 豊田6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が変容（「指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼すること」、「制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達すること」等が現在では行われていないことを確認）。

イ 学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、販売店において違反行為の合意（制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意）と相反する価格設定の動き。

ウ 学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における学校制服価格が全国の平均価格と比較して相対的に下落。

2 学校関係者に対する期待

- 近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあり、学校制服価格全般も上昇している中で、下記取組が保護者負担の軽減につながる。
- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効である（ブレザー（上下）一着の購入当たり、おおむね2,000円程度の価格低減効果）。また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要である。
- 提言に係る学校の取組はここ近年で総じて進展していることが確認できたものの、取組を実施した学校の割合に鑑みれば、取組の実施は更に広がり得るものと思われる。
- 本報告書の分析で特に焦点を当てたブレザーや詰め襟以外の学校制服

品目についても同様の指摘ができ、また学校制服以外の学用品についても販売店やメーカー等を指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

3 事後検証の示唆と今後の取組

- 前記1に係る学校の対応や制服価格の低下は、公正取引委員会による報告書の周知、排除措置命令、学校関係者に対する通知・要請といった、事案に応じた多様な取組が組み合わさって発現したと示唆される。
- こうした学校に対する周知等に当たり、文部科学省及び各教育委員会の自発的又は公正取引委員会による要請を踏まえた取組によってその周知に係る取組が拡充されており、関係行政機関が果たした役割が大きい。
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく。

(詳細は概要、報告書本体及び別紙を参照。)